

# 指定給水装置工事事業者のみなさまへ

高槻市水道部より大切なお知らせ

## 令和元年（2019年）10月1日より 指定給水装置工事事業者は 5年毎の更新が必要になります

指定給水装置工事事業者の資質の維持・向上を目指して、  
「水道法の一部を改正する法律」が、令和元年（2019年）10月1日に施行されました。

- ※指定の有効期間が従来の無期限から**5年間**となります。（第25条の3の2関係）
- ※現行制度で指定を受けている工事事業者のみなさまは、指定を受けた日によって、初回の更新までの有効期間が異なります（下表参照）

指定を受けた日	初回更新までの有効期間
平成10年4月1日～平成11年3月31日	改正法施行日の前日から1年：令和2年（2020年）9月29日まで
平成11年4月1日～平成15年3月31日	2年：令和3年（2021年）9月29日まで
平成15年4月1日～平成19年3月31日	3年：令和4年（2022年）9月29日まで
平成19年4月1日～平成25年3月31日	4年：令和5年（2023年）9月29日まで
平成25年4月1日～令和元年9月30日	5年：令和6年（2024年）9月29日まで

指定の更新の要件は水道法第25条の3（指定の基準）を  
準用し、下記の確認を行います。

- ① 給水装置主任技術者の選任
- ② 給水装置工事を行うための機械器具の名称、性能及び数
- ③ 水道法第25条の3で規定された欠格要件に該当しない者

### ◎指定の更新申請時に必要な提出書類

※水道法第25条の2を準用

- (1) 様式第一号（新規指定時の申請書と同様）
- (2) 様式第二号（欠格要件に該当しないことの誓約書）
- (3) 機械器具調書
- (4) 定款及び登記事項証明書（法人）  
又は住民票の写し（個人）
- (5) 給水装置工事主任技術者免状番号を確認できるもの  
（免状又は技術者証の原本もしくは写し）

### 指定の更新申請時に下記3項目の確認を行います。

※事業の運営に関する基準（法第25条の8及び法施行規則第36条）を基に、  
適正に給水装置工事の事業を運営していることを確認

- ① 指定給水装置工事事業者の業務内容  
（営業時間、漏水修繕、対応工事等）
- ② 給水装置工事主任技術者等の研修会の受講状況
- ③ 適切に作業を行うことができる技能を有する者の従事状況

### ◎3項目確認資料

- (1) 外部研修の受講実施履歴等  
※自社内研修は証明不要
- (2) 施工者の経験の有無及び  
配管技能の資格の有無

◇更新申請についてのお問い合わせは  
高槻市水道部管路整備課給水チーム  
TEL：072-674-7945